

加古川市教育委員会告示第1号

加古川市文化財の保護に関する条例（昭和37年条例第8号）第3条第1項の規定に基づき、平成31年3月14日に次の文化財を加古川市指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月18日

加古川市教育委員会

記

種別	名称	数量	所有・管理者	所在地
絵画	五大尊像	3幅	鶴林寺	加古川町北在家424番地